

農林水産大臣 山 田 正 彦 殿

平成22年7月16日

宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6721-1

薦 田 長 久

私所有の種雄牛を殺処分するにあたり  
私の疑問点に対する御回答のお願い

私は、今度東国原知事からのお話を受け入れ、私所有の種牛6頭の殺処分に協力することにいたしました。それは決して国のいう殺処分の要求が正しいと納得したからではありません。

私がこのような決意をしたのは、国が強制代執行まで準備する等あくまで殺処分を強行しようとしたことに対して、県知事が大変な苦勞をされているのを見るにつけ、このまま私の牛のために県と国の対立状態がいつまでも続くと宮崎県は口蹄疫からの復興について国からの支援も十分に受けられなくなるのではないかと思ったからです。

私は私の種牛が宮崎畜産の復興に必ず役立つという私の信念をどこまでもつらぬきたいのはやまやまですが、このような私の抵抗のために、口蹄疫からの復興が遅れたり、復興が十分にできなくなるような事態を招くようなこととなり迷惑を県民の皆さんにかけるわけにはいかないと思い、まさに断腸の思いで牛の殺処分を受け入れることにしたのです。

しかし、私には今回国が強く求めてきた私の種牛の殺処分に関して、どうしても納得できないいくつかの疑問点があります。そこで、今回の殺処分にあって、せめて私の疑問についてぜひともお答えいただきたいと思います。

国は私にとっては私の命の次に大事なかけがえのない種牛を全部殺せというのですから、国としても最低限私の質問に誠実に答えていただく責務があると思います。つきましては以下の私からの質問に対してぜひとも御回答をお願いします。

## 質 問 事 項

1、質問事項1 口蹄疫が終息に近い状況下では特措法にもとづき殺処分勧告はできないはずですが、できるとお考えでしたらそれはなぜか、その理由を教えてください。

大臣は法律を守ってくれないと困ると言われます。

法律とは口蹄疫対策特別措置法（以下特措法といいます）のことであり、特措法第6条にもとづいて知事が私に牛の殺処分勧告をしたにも拘らず、私が牛の殺処分をしないことが法律違反というのでしょうか。しかし、特措法第6条には、「家伝法（第3章）に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難でありかつ急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためにやむをえない必要があるとき」にはじめて知事は勧告できると書いてあります。

知事が殺処分勧告したのは6月29日ですが、この時は6月18日を最後に宮崎県では10日以上も口蹄疫の発生は一件もみなくなっている状態が続いており、県知事も非常事態宣言の解除の検討をはじめていた時期でした。これはもはや、うちの種牛のように1頭の発症なくとも特措法第6条で全頭の殺処分勧告できるような状況ではとてもありませんでした。

はっきりいえば、このような口蹄疫が納まりかけている時期になされた知事の殺処分勧告こそが、特措法違反として法律に違反していると思います。その意味でこんな違法な勧告が有効だという前提で牛の殺処分を強制的に行おうとしている国の立場こそ法律違反になるのではないのでしょうか。大臣も法律家であれば6月29日の状態では特措法の殺処分勧告などできないはずであったことがわからないとは思いません。にもかかわらず、法律違反といわれるのはどうしてでしょうか。

## 2、質問事項2 私の種牛がいると安全でないと言われる理由は何でしょうか。

私の牛が安全でないといいながら、未だにこれを確かめる血液検査さえもされようとしらないのはなぜですか。

国は私の種牛6頭が残っているかぎり、宮崎は安全とはいえない、安全宣言もできないといわれているようです。

しかし、私の種牛6頭が残っているとなぜ安全にはならないのですか。

口蹄疫に感染すると約1週間で発症するといわれますが、私の牛は宮崎県内で口蹄疫の発症をほとんどみなくなってもう1ヶ月近くたった今日においても、何の感染の様子もありません。

しかも、現在私の牛の牛舎から半径14キロメートル以内の地域には口蹄疫の対象とされるような家畜は全く飼育されていません。

もし国が、私の牛が安全でないとほんとうに思うなら、今すぐにでも血液検査をしてほしいと思います。もし、検査で1頭でも陽性が出れば私の方で直ちに全頭の殺処分をします。しかし、全頭とも陰性であれば、私の牛が安全だと国にも一般にもわかってもらえるのだと思います。私は、牛が安全なことを皆さんに知ってもらうため、最初から血液検査をしてほしいと国に訴えています。国は県の種牛は何回も血液検査を実施しているのに私の牛についてはそれを未だにしようともしてくれません。なのに十分な科学的根拠もなくただ私の牛が残ると安全でないと強調しています。

こういう国の対応をみていると、国は私の牛の血液検査をすると全て陰性となってしまうので、私の牛が安全でないとはいえなくなり、殺処分を求める大きな理由を失うことになるからどうしても血液検査をしようとしらないのではないかと疑いたくなります。

国が血液検査もしないで私の牛を安全でないといわれるのはどのような理由からでしょう。又、安全でないといいながら安全をたしかめる肝心の血液検査も未だにしようとされないのはどうしてでしょう。

### 3、質問事項3 宮崎県の市長会はじめ県内の多くの人々が宮崎の畜産の復興を願ひ私の種牛を残してほしいと強く願って来ています。

国も宮崎の畜産の復興に役立つということで県所有の種牛を残すことを認めています。なのにどうして、県の種牛以上に優秀なこのスーパー種牛を残すことを国は認めようとししないのですか。

大臣は、私の牛を殺処分せずに残すこととなると、これまで国、県の要請を受け入れ殺処分してきた農家との関係で不公平を生む、又、特例を認めると将来同じような非協力者がでてきて今後の特措法の運用に支障がでてくるとされています。今回国が私の牛の殺処分を強硬に求めている本音はここにあるし、このことが、国がなんとしてでも私の牛の殺処分を実行しようとする最大の理由のように思えます。

しかし、特措法の運用上まずいことになるからとか、他の農家と公平でないから殺処分をすべきだというのは、そうでないと困るという国の本音であることはわからないこともありませんが、それはもはや法律の話ではないと思います。

一方では法律をたてに殺処分を強行しようとしている国が肝心のところではその理由として法律論とは無縁の感情論・政策論をもちだしこれで世論もおしきろうというのはあまりに理不尽であり、これが法治国家のとるべき態度とは思えません。

先にも述べたように、県内の口蹄疫がほぼ終息状態であった6月29日に

は、特措法第6条にいう殺処分勧告はできなかつたはずで

す。このように本来できないはずの違法な勧告をさせること自体がまちがって  
いながら、このような勧告に従わないのは特措法の運用上支障がでるから困  
るといふのはおかしいと思ひます。

私は、特措法の適用からしてまちがってなされた今回の勧告をそれがまち  
がっていても国のいうことだからと唯々諾々として従わせることの方がよほ  
どこれからの特措法の運用に悪例をつくることになり将来に禍根を遺すこと  
になると思ひます。

又、農家が涙をのんで殺処分に應じてきたのは口蹄疫のこれ以上の広がり  
を防止するためですが、それもこれも結局は宮崎県の畜産を守るためになさ  
れたことだと思ひます。そして、特措法も結局は国の畜産を守り発展させる  
ためにあるのだと思ひます。そうであれば、今回大きな打撃を受けて崩壊の  
危機にある宮崎の畜産の復興に私の6頭のスーパー種牛が必ず役だつことが  
わかれば今回殺処分をされた農家の方も必ずわかってくれると思ひます。真  
剣に畜産にとりくんでおられる方であればどなたも私の種牛を残すことが不  
公平でおかしい等とは思わないはずで

す。国は宮崎の畜産の復興に役立つということで、感染牛がでてい

るにも拘らず県の種牛を残すことを認めていますが、そうであれば県の種牛以上に優秀  
なスーパー種牛も含まれ、一頭の感染牛も出ていない私の種牛を残すことを  
なぜ認めることができないのでしょうか。